

令和4年度墨田区議会定例会2月議会提出予定案件（追加）

〈条例〉

- 1 墨田区組織条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

令和4年度墨田区議会定例会2月議会提出予定案件概要（追加）

〈条例〉

1 墨田区組織条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

社会状況の変化、区民ニーズの多様化等に適切に対応するため、次のとおり区長部局の組織体制を整備する。

ア 施設の営繕に関する事務の企画経営室への移管

区民施設、教育施設、庁舎等の営繕について、公共施設等のマネジメントと併せ、効率的かつ効果的に施設保全を進めるため、当該営繕に関する事務を総務部から企画経営室に移管する。

イ 資源環境部の新設

環境施策の一層の推進を図るため、資源環境部を新設し、環境保全等に関する事務を都市整備部から当該資源環境部に移管するほか、所要の改正をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正（4.9.16 公布、4.10.1 施行）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正（4.9.16 公布、4.10.1 一部施行）等により、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請単位を改めるとともに、これらの計画の認定に係る計算法が追加されたことに伴い、手数料を新設する。

(2) 施行期日

公布の日

3 墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正（3.5.19 公布、施行日未定（※））により、個人番号カードの所持者について、電子証明書を移動端末設備に搭載することが可能となることに伴い、当該移動端末設備を用いて、多機能端末機により印鑑登録証明書の申請及び交付を行うことができるよう、所要の改正をする。

※ 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 施行期日

墨田区規則で定める日